

平成30年度「日本産果実マーク」商標登録出願委託事業 成果報告書

農林水産省生産局園芸作物課
園芸流通加工対策室 御中

平成31年3月26日

(受託者)

住 所 東京都品川区東品川2丁目2番24号
天王洲セントラルタワー
氏 名 特許業務法人浅村特許事務所
代 表 社 員 金 井 建



平成30年10月30日付け契約の「平成30年度「日本産果実マーク」商標登録出願委託事業」について、下記のとおり、その成果を報告します。

1. 実施項目および成果

国	実施項目	区分数	業務完了日	出願日/申請日
モンゴル	商標調査	2	2018/11/28	
ブルネイ	商標調査	2	2018/12/10	
カンボジア	商標調査	2	2018/12/14	
アラブ首長国連邦	商標調査	2	2018/12/25	
英国	商標調査	2	2018/12/14	
ベルギー	商標調査 (ベネルクスとして)	2	2018/12/5	
オランダ				
フランス	商標調査	2	2018/12/10	
ドイツ	商標調査	2	2018/12/10	
スイス	商標調査	2	2018/12/5	
オーストラリア	商標調査	2	2018/11/28	
ニュージーランド	商標調査	2	2018/11/28	
アラブ首長国連邦	商標登録出願 (2件)	各1		2019/2/26
モンゴル	商標登録出願 (マドプロ事後指定)	2		2018/12/28
ブルネイ				
カンボジア				
英国				
ベネルクス				
フランス				
ドイツ				
スイス				
オーストラリア				
ニュージーランド				
全ての国	拒絶理由等の応答	拒絶理由等が通知されなかったため実施せず		
全ての国	その他必要な業務	その他の必要な業務は発生しなかったため実施せず		

2. 次年度以降に必要な手続および手続の期限・発生時期(見込み)

国	次年度以降の手続	期限・発生時期(見込み)	備考
モンゴル	暫定拒絶通報の応答	2019年4月～7月	2020/1/31までに何れかが発行される
	保護認容声明の受領	2019年4月～7月	
ブルネイ	暫定拒絶通報の応答	2019年8月～12月	2020/7/31までに何れかが発行される
	保護認容声明の受領	2019年10月～2020年3月	
カンボジア	暫定拒絶通報の応答	2019年8月～12月	2020/7/31までに権利不要求の暫定拒絶通報が発行される見込み
	保護認容声明の受領	2019年10月～2020年3月	
英国	保護認容声明の受領	2019年5月～7月	2019/2に公告済み
ベネルクス	暫定拒絶通報の応答	2019年4月～7月	2020/1/31までに何れかが発行される
	保護認容声明の受領	2019年4月～7月	
フランス	暫定拒絶通報の応答	2019年4月～7月	2020/1/31までに何れかが発行される
	保護認容声明の受領	2019年4月～7月	
ドイツ	暫定拒絶通報の応答	2019年4月～7月	2020/1/31までに何れかが発行される
	保護認容声明の受領	2019年4月～7月	
スイス	暫定拒絶通報の応答	2019年8月～12月	2020/7/31までに何れかが発行される
	保護認容声明の受領	2019年10月～2020年3月	
オーストラリア	暫定拒絶通報の応答	2019年8月～12月	2020/7/31までに権利不要求の暫定拒絶通報が発行される見込み
	保護認容声明の受領	2019年10月～2020年3月	
ニュージーランド	保護認容声明の受領	2019年5月～7月	2019/3/7に公告済み
アラブ首長国連邦	拒絶理由の応答	2019年8月～12月	
	登録料納付	2019年10月～2020年3月	
マドプロ出願(事後指定)	存続期間更新登録(11-20)	2028/7/11まで	国際登録日から10年毎

3. 商標登録を受けるための対処方針

国	対処方針	
アラブ首長国連邦	<ul style="list-style-type: none"> ・先行商標調査において、本商標の登録の障害となり得る先行商標は見当たらなかったため、登録可能性は高い。 ・指定商品・役務は、日本を初め数カ国で既に登録されているものと同一であるため、その点の拒絶理由が通知される可能性も低い。 ・以上のことから、拒絶理由が通知されることなく登録査定が発行される可能性が高いと思われる。 	
マドプロ出願	モンゴル	<ul style="list-style-type: none"> ・先行商標調査において、本商標の登録の障害となり得る先行商標は見当たらなかったため、登録可能性は高い。 ・指定商品・役務は、日本を初め数カ国で既に登録されているものと同一であるため、その点の拒絶理由が通知される可能性も低い。 ・以上のことから、指定国モンゴルにおいては暫定拒絶通報が発行されることなく保護認容声明が発行される可能性が高いと思われる。
	ブルネイ	<ul style="list-style-type: none"> ・先行商標調査において、本商標の登録の障害となり得る先行商標は見当たらなかったため、登録可能性は高い。 ・指定商品・役務は、日本を初め数カ国で既に登録されているものと同一であるため、その点の拒絶理由が通知される可能性も低い。 ・以上のことから、指定国ブルネイにおいては暫定拒絶通報が発行されることなく保護認容声明が発行される可能性が高いと思われる。
	カンボジア	<ul style="list-style-type: none"> ・先行商標調査において、本商標の登録の障害となり得る先行商標は見当たらなかったため、登録可能性は高い。 ・指定商品・役務は、日本を初め数カ国で既に登録されているものと同一であるため、不明確などの拒絶理由が通知される可能性も低い。 ただ、「JAPANESE」「FRUIT」などの識別力がない文字が含まれているため、権利不要求を求める形式的な暫定拒絶通報が発行されると思われる。
	英国	<ul style="list-style-type: none"> ・2019/2に第三者の異議申立のための公告が行われており、3ヶ月以内に異議申立がなければ保護認容声明が発行される見込み
	ベネルクス	<ul style="list-style-type: none"> ・先行商標調査において、本商標の登録の障害となり得る先行商標は見当たらなかったため、登録可能性は高い。 ・指定商品・役務は、日本を初め数カ国で既に登録されているものと同一であるため、その点の拒絶理由が通知される可能性も低い。 ・以上のことから、指定国ベネルクスにおいては暫定拒絶通報が発行されることなく保護認容声明が発行される可能性が高いと思われる。
	ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ・先行商標調査において、本商標の登録の障害となり得る先行商標は見当たらなかったため、登録可能性は高い。 ・指定商品・役務は、日本を初め数カ国で既に登録されているものと同一であるため、その点の拒絶理由が通知される可能性も低い。 ・以上のことから、指定国ドイツにおいては暫定拒絶通報が発行されることなく保護認容声明が発行される可能性が高いと思われる。

<p>スイス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・先行商標調査において、本商標の登録の障害となり得る先行商標は見当たらなかったため、登録可能性は高い。 ・指定商品・役務は、日本を初め数カ国で既に登録されているものと同ーであるため、その点の拒絶理由が通知される可能性も低い。 ・以上のことから、指定国スイスにおいては暫定拒絶通報が発行されることなく保護認容声明が発行される可能性が高いと思われる。
<p>オーストラリア</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・先行商標調査において、本商標の登録の障害となり得る先行商標は見当たらなかったため、登録可能性は高い。 ・指定商品・役務は、日本を初め数カ国で既に登録されているものと同ーであるため、不明確などの拒絶理由が通知される可能性も低い。 ただ、「JAPANESE」「FRUIT」などの識別力がない文字が含まれているため、権利不要求を求める形式的な暫定拒絶通報が発行されると思われる。
<p>ニュージーランド</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2019/3/7に第三者の異議申立のための公告が行われており、2019/5/22までに異議申立がなければ保護認容声明が発行される見込み

以上